

平成28年6月25日

藤和千里ハイタウン居住者様 各位

藤和千里ハイタウン管理組合  
第32期理事会 理事長  
第32期理事会 防災担当理事  
防災委員会 委員長

## 防災住民説明会開催のお知らせ

拝啓 当マンションに居住される皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
この度、全居住者様を対象としました、「防災説明会」を下記のとおり開催する事となりましたので、是非ともご出席くださいますようお願い申し上げます。

この4月には多くの犠牲者と避難者を出した熊本地震が発生したばかりです。犠牲になられた方々には謹んでご冥福をお祈り申し上げます。  
まさに災害は何時、どこで、発生してもおかしくない状況となっております。今回は防災面を強化充実させていくために、当マンションに居住する全ての住民の方を対象とする初めての「説明会」となっております。この機会に是非ご出席いただき、ご意見やご質問、又ご要望などをお聞かせくださいますよう、お願いいたします。尚、後半は防災に関するミニ講習会となっておりますので、併せてご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

- 日時： ①平成28年 7月 9日(土) 午後 7時00分～  
②平成28年 7月10日(日) 午前10時00分～  
※上記のように2回開催いたしますので、ご都合のよい日時にお越しく下さい。
- 場所： 当マンション3階 集会室
- 内容： 1. 第31期防災委員会活動報告 **資料①**  
平成27年7月～平成28年5月末までの活動報告(1～2ページ)  
2. 防災委員会防災計画(3～5ページ) **資料②**  
3. 防災委員会細則案(6～8ページ) **資料③**  
4. 第32期防災委員会活動計画及び事業計画(案)(9ページ) **資料④**  
平成28年6月～平成29年5月までの防災活動及び事業計画  
5. 防災委員会災害時活動マニュアル・組織編成及び役員(10～13ページ)  
6. 質疑応答 (約15～20分程度)  
7. 防災講習会 (約20～30分程度)  
・クロスロードゲーム(別紙)  
・千里地区断層帯の状況  
・てんぷら油火災、煙火災被害ビデオ視聴



## 1 目的

この計画は、藤和千里ハイタウン防災委員会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

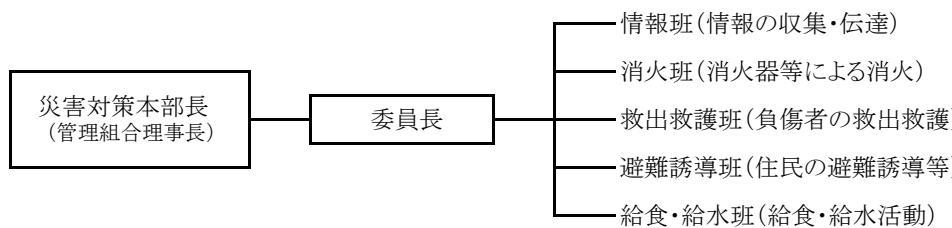
## 2 計画事項

この計画に定める事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 情報の収集、伝達に関する事。
- (6) 出火防止、初期消火に関する事。
- (7) 救出救護に関する事。
- (8) 避難誘導に関する事。
- (9) 給食、給水に関する事。
- (10) 災害時要援護者に関する事。
- (11) 他組織との連携に関する事。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

## 3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、つぎのとおり防災組織を編成する。



## 4 防災知識の普及

住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

### (1) 普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関する事。
- イ 地震、火災等についての知識に関する事。
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関する事。
- エ 地震発災後72時間における活動の重要性に関する事。
- オ 食糧等を3日分確保することの重要性に関する事。

### (2) 普及方法は、次のとおりとする。

- ア 回覧板、パンフレット等の配布及び掲示板への掲示
- イ 講習会、セミナー等の開催

## 5 防災訓練

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

(1) 訓練の種別は、個別訓練及び総合訓練、体験イベント型訓練とする。

(2) 個別訓練の種類は、次のとおりとする。

ア 情報の収集・伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 救出・救護訓練

エ 避難訓練

オ 給食・給水訓練

カ 災害対策本部立ち上げ運用訓練

(3) 総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練としては、防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うもの。

(5) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(6) 訓練の時期及び回数は、次のとおりとする。

ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中又は防災の日に実施する。

イ 訓練は、総合訓練にあつては年1回、個別訓練にあつては随時実施する。

## 6 情報の収集・伝達

被災状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため情報の収集伝達を次により行う。

(1) 情報班は、敷地内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達は、テレビ、ラジオ、インターネット、電話、トランシーバー、伝令等による。

## 7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大規模地震等において、火災の発生が被害を大きくするおもな原因となっているので、出火防止の徹底を図るため各家庭において主として、次の事項に重点をおいて点検準備する。

ア 暖房用、調理用等の火気使用設備器具の設備及びその周辺を整理整頓する。

イ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

敷地内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火器、三角バケツ、水バケツ等を各家庭に配備する。

## 8 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護班は活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護班の活動に積極的に協力する。

なお、救出救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものと認めるときは、医療機関または防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

また、救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

## 9 避難対策

大規模災害の発生が予測される時、又は火災の延焼拡大等により、住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

### (1) 避難誘導等の指示

避難命令が出たとき、又は、管理組合理事長(災害対策本部長)の指揮命令を代行する防災委員長が必要があると認めるときは、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

### (2) 避難誘導

避難誘導班は、大規模地震及び津波、台風等による被害の発生が予測される時、管理組合理事長(災害対策本部長)もしくは、その指揮命令を代行する防災委員長の指示に基づき、住民を安全な避難地に誘導する。

## 10 給食・給水

避難地等における給食および給水は、次により行う。

### (1) 給食給水班は、市から配布された食料及び管理組合が備蓄した食料等を配布し、又は炊き出し等を行う。

### (2) 給食給水班は、市から提供された飲料水、又は備蓄した飲料水により給水活動を行う。

## 11 災害時要援護者対策

### (1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、民生・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

### (2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

## 12 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等との連携を図るものとする。

## 13 防災資機材等

### (1) 防災資機材等は、別途に定める配備計画により行う。

### (2) 毎年、総合防災訓練日前日を全資機材の点検日とする。

以上

(名称)

第1条 本会は「藤和千里ハイタウン防災委員会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の拠点は、藤和千里ハイタウン・管理事務所に置く。

(目的)

第3条 本会は、管理組合より管理規約第6章第2節第30条に基づき、防災に関する業務を委託されたものとし、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、その他災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救助・救護、避難誘導、生活対策、衛生対策、要援護者対策、災害ボランティア等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、藤和千里ハイタウンに居住する全世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 役員は、会員から選任し、藤和千里ハイタウン管理組合(理事会)が委任する。

尚、本会には次の役員及び班員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

監事 1名

会計 1名

事務局 若干名

班長 若干名(情報班長、消火班長、救出救護班長、避難誘導班長、給食給水班長)

2 委員長は、理事会防災担当理事を充てる。

3 役員任期は、1年とする。但し、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条

- 1 委員長は、本会を代表し、会務を総括し、地震・其の他災害等の発生時における活動時には管理組合理事長（災害対策本部長）の指揮命令を代行できるものとする。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局は、委員長を補佐し、本会の運営・事業計画の統括、議事進行等を行う。
- 4 会計は、本会の会計業務を統括する。
- 5 監事は、本会の事業並びに会計を監査し、事業・会計内容について監査する。

(顧問等)

第8条 本会は、事業の実施に当たり専門的なアドバイスを受ける為、顧問または、専門員を置くことができる。

(班の設置)

第9条 本会は、第4条の事項を遂行するために以下の班を置く。

- (1) 総務（災害対策本部員）
  - (2) 情報班（災害情報の収集・伝達等）
  - (3) 消火班（初期消火活動）
  - (4) 救出救護班（負傷者の救出、応急手当等）
  - (5) 避難誘導班（避難誘導、要援護者の支援等）
  - (6) 給食給水班（物資の調達、炊き出し等）
- 2 班員は、会員の中から選任し、藤和千里ハイタウン管理組合（理事会）が委任する。

(総会)

第10条 総会は、全会員をもって構成する。但し、区分所有者以外の会員に対しては総会前に事前承認機会を設ける。

- 2 総会は、毎年1回開催し、藤和千里ハイタウン管理組合の通常総会と同時に開催する。
- 3 総会は、委員長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 細則（規約）の改正に関する事。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
  - (3) 事業計画に関する事。
  - (4) 其の他、総会が特に必要と認めた事。

(会議)

第11条 本会は、次の会議を開催することが出来る。

1. 役員会は、第6条第一項の定める者によって構成する。
- 2 幹事会は、各班の班長が、班員を招集し各班の事業細部の検討を行う。

(防災計画)

第12条 本会は、第4条に定める事業の実施をするための防災計画を作成する。

- (1) 災害発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓蒙に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(事業経費等)

第13条 本会の運営に要する事業経費は管理組合が負担し、且つその他独自の収入をもって充てる。但し、運営・事業経費等は、事前に事業計画書等を「藤和千里ハイタウン管理組合」に提出し承認を得なければならない。

(会計期間)

第14条 会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

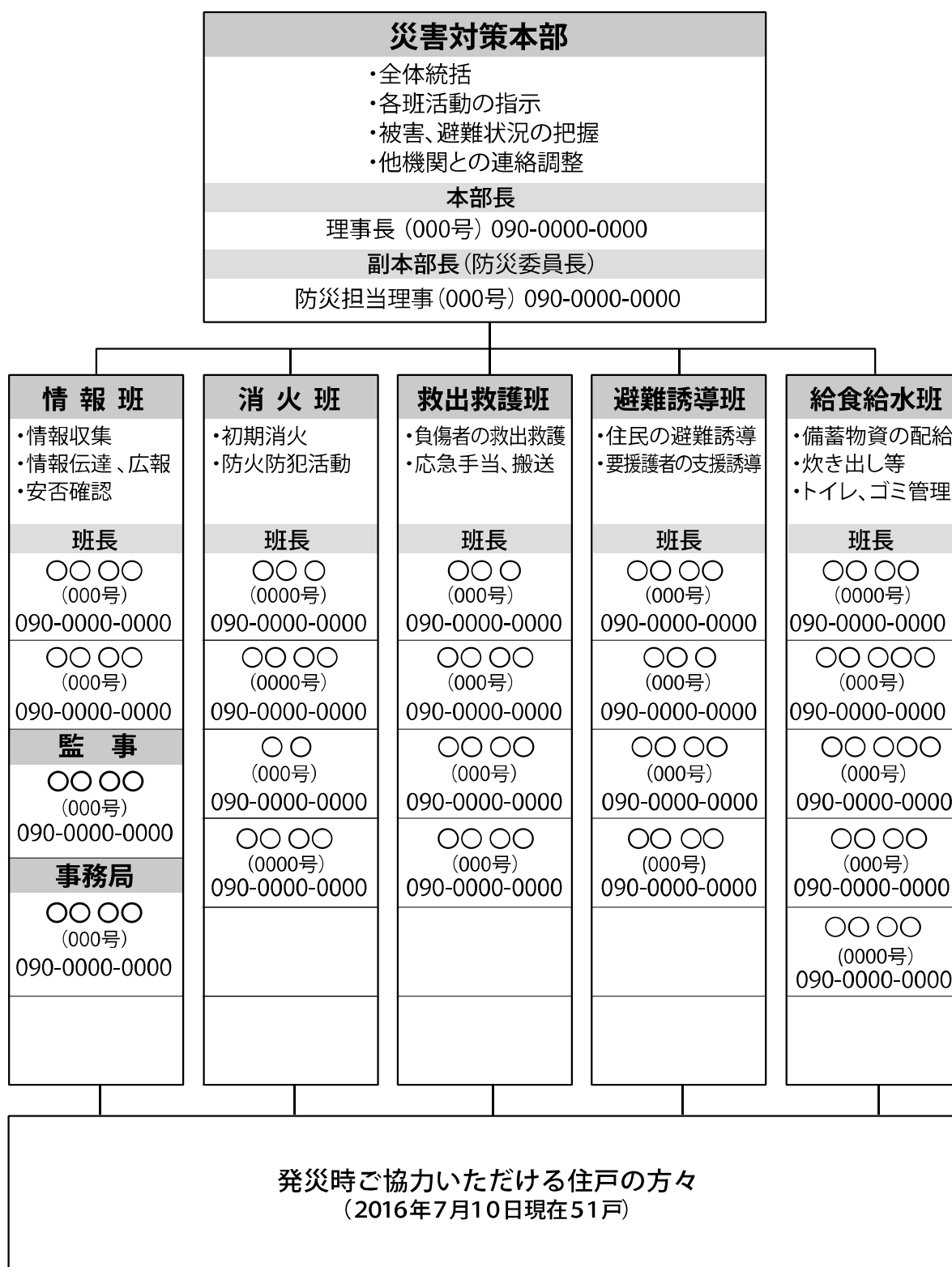
附則

1. この規約は、平成28年 月 日から施行する。





# 災害対策本部体制



# 地震発生後の活動の流れ

震度5以上の **地震発生**

地震発生直後～1日目

## 各住戸では

- 自身と家族の安全確保 ●火元の確認 ●出口の確認 ●安否ステッカーの貼付け
- 隣近所への声かけ ▶ 一時避難場所(エントランス前広場)に集合

## 対策本部の設置

- 役員、防災委員は1階エントランスホール集合
- 1階エントランスホールに対策本部設置
- 対策本部長・副本部長選任(基本:理事長・防災担当理事)
- 情報班・消火班・救出救護班・避難誘導班・給食給水班の設置、行動指示
- 居住者名簿(要援護者名簿)の提供
- 行政・関係機関からの情報収集(ライフライン情報)
- 備蓄品等の配布方法

### 住民には ↓

- エレベーターの使用禁止案内
- 排水制限、電気・ガス・水道の元栓を閉めることの案内
- ゴミ保管方法の案内
- 炊出し案内

## 情報班の活動

- 居住者の安否確認
- 要援護者の安否確認
- 建物被害・危険個所などの被害状況確認

## 消火班の活動

- 初期消火

## 救出救護班・避難誘導班の活動

- エレベーターの閉じ込め確認
- 室内に閉じ込められた居住者の救出、負傷者の救護
- 要援護者の避難救援

## 給食給水班の活動

- 簡易トイレの準備 ●備蓄物資・炊出しの準備

2～3日目

## 対策本部の体制の充実

- 情報班 …… 居住者の情報把握 等
  - 救出救護班 …… 救護活動 等
  - 避難誘導・消火班 …… 防犯活動 等
  - 給食給水班 …… 備蓄品の管理・配布 等
- 各班の体制強化

4日目以降 ……本部体制の縮小・各班の活動継続

# 震災時の防災活動-1日目

本部長／副本部長

## ■対策本部の立ち上げ

- 大規模な地震(概ね震度5以上)が発生したら、一時避難場所(1階玄関前広場)に集合し、各班と一緒に対策本部を立ち上げる。
- 対策本部を立ち上げた旨を、館内放送と掲示板等で居住者に知らせる。
- 「居住者名簿」「要援護者名簿」等を配備し、各班への活動指示を行う。

## ■班長代理の指名と班体制の再編成

- 班長が不在の場合は代理の班長を指名する。
- 各班の人数に偏りがある場合は、人数が不足している班への配置換えを行う。その場合、「対策本部員名簿」の更新をする。

## ■情報の集約と全体活動の指揮

- 建物や設備の被害情報や各班の活動状況の報告を受け、安全措置や初期消火、救護活動の支援などを指示する。
- 必要に応じて関係防災機関などへ救助・応援要請や被害報告を行う。

情報班

## ■安否確認

- 2人1組で安否確認を行い、その結果を「安否情報シート」に記入する。
- 玄関ドアが壊れて開かない場合は、救護班に連絡し、救出救護を依頼する。
- 「安否ステッカー」を貼られておらず、安否確認できなかった住戸には「安否不明ステッカー」を張り、帰宅した際の連絡を求めるとともに継続して安否の確認を行う。

## ■安否情報の伝達

- 安否情報等を「対策本部安否情報シート」にまとめ、本部長／副本部長に報告するとともに、必要な情報を居住者に伝達する。

消火班

## ■初期消火

- マンション内で火災が発生した場合は、初期消火を行う。

救出救護班

## ■安全確保

- 建物や設備の被害状況を確認。
- 受水槽等が破損している場合は、ポンプの再稼働で漏水を防ぐため、ポンプの電源を切っておく。
- 危険個所は立入禁止等の処置を行い、「使用・立入禁止シート」で危険を明示する。

## ■エレベーターの閉じ込め確認

- 各階のエレベーター扉を確認し、閉じ込めがなければ一時使用禁止の処置をとる。
- 受水槽等が破損している場合は、ポンプの再稼働で漏水を防ぐため、ポンプの電源を切っておく。
- 危険個所は立入禁止等の処置を行い、「使用・立入禁止シート」で危険を明示する。

## ■室内に閉じ込められた居住者の救助

- 防災資機材を活用し、玄関ドア等を開けて救助する。
- 状況によっては、窓や隣戸のバルコニーから進入する方法も検討する。

## ■要援護者や負傷者の救護・救援

- 災害時要援護者や負傷者を救護場所へ誘導する。救護場所は、仕切り等によりプライバシーを確保する。(※誘導は階段を利用。移動が困難な場合は担架等を使用して搬送する。)

避難誘導班

## ■避難所

- 住戸内に留まることが困難な居住者がいる場合は避難場所へ誘導する。

給食給水班

## ■備蓄物資・備品等の準備

- 水道が停止した場合は給水所の確保、排水管が破損した場合は、災害用簡易トイレの配布準備。

## 震災時の防災活動-2日目以降

本部長  
副本部長

### ■対策本部の体制の充実

- 被害の規模を検討し、各班の体制と活動内容の確認・指示を行う。
- 体制に応じ、「対策本部員名簿」を修正する。
- 各班から提出された「対策本部安否情報シート」等の修正と整理を行う。

情報班

### ■安否確認の継続

- 1日目に安否確認できなかった住戸の再調査を行い、居住者全員の安否・避難状況を確認する。
- 既に安否確認ができた住戸の修正も含めて「安否情報シート」を更新し、対策本部に報告する。

### ■正確な情報の収集

- ラジオや避難所の掲示板等で正確な情報収集を行い、対策本部に報告する。

### ■情報の提供

- 収集した情報を分類し、居住者にわかりやすく提供する。
  - 被害情報・・・地震の規模、震源地、建物内外の被害程度
  - 生活情報・・・水や食料の入手方法、ライフラインの復旧予定時期、トイレの使用、受水槽からの給水、駐車場の使用等

※掲示板には、対策本部で合意した事項を記載しているため、個人での書き込みは禁止する。

※エレベーターが停止している間は、高層階の要援護者に直接お知らせする。

救出救護班

### ■防犯・防火活動

- マンション内を見回り、結果を対策本部に報告する。

### ■救助・救護活動

- 救護スペースでの負傷者・要援護者等の救護活動と見回り訪問を行う。
- 家具の転倒等で困っている居住者の手伝いを行う。

避難誘導班

### ■指定避難所との連絡

- 避難所運営者を通じ、地域の避難所との連絡交換を行う。

給食給水班

### ■備蓄物資の配給・管理

- 飲料水や非常食等の備蓄物資を配給し、「備蓄物資配布リスト」に記入し、対策本部に報告する。

### ■炊き出し

- 備蓄物資が少ない場合は、各家庭に食材の持ち寄り呼びかけ、炊き出しを行う。

### ■ゴミ集積所の確保と管理

- 災害時のゴミは、できるだけ各住戸で保管する。
- 臨時ゴミ集積所の確保・管理を行い、エレベーターの復旧後は、各住戸のゴミを臨時ゴミ集積所に運搬するよう呼び掛ける。

### ■支援物資の調達

- 避難所運営者を通じ、指定避難所に配給される支援物資を調達し、避難所に行けない要援護者等に配給する。

4日目以降

- 〈本部〉○各班の活動体制の把握、縮小・廃止
- 〈情報班〉○情報収集・管理、居住者への情報提供継続。
- 〈救出救護班〉○建物設備の安全管理、防犯活動継続。
- 〈給食給水班〉○炊き出しや物資の分配継続。
  - ゴミ集積所の管理継続。